

060-8789 札幌中央郵便局私書箱 66 号
☎011-751-8833 fax011-711-0696
<http://yusanrosapporo.web.fc2.com/>

郵政産業ユニオン

さっぽろ

発行
郵政産業労働者ユニオン札幌支部
発行責任者 畠山 正治

札幌支部第5回定期大会

厚別郵便局で開催!

9月17日(土) 18時
から札幌支部第5回定期大会が開催され、議長に厚別分会坂本分会長を選出して進行されました。



昨年、南東支部が札幌支部に統合されて、札幌支部としては札幌中央郵便局以外での開催は初めての事です。
畠山副支部長は「郵産労ユニオンは数こそ少ないが職場の要求を掲げて闘うことを大事にしている組合であることを申し

上げておきたいし、大いに議論していただきたい」と挨拶しました。

続いて、資格審査委員会の報告を受けて、大会が成立していることが確認されました。

続いて、工藤書記長から15年度総括・16年度活動方針(案)が、畠山副支部長から15年度会計決算・共済関連・16年度会計方針が提案されました。

総括・方針では、「郵便局セグ、事業会社セグの交渉ルートで交渉委員・苦情処理委員等指名通知提出にあたり協約の解釈を巡って交錯して解決まで5カ月を費やした。要求関係5件の団体交渉を申入れたが協約第20条第2項に該当しないとされて、現行協約では要求解決の妨げになっている。厚別局苦情処理案件は、交渉ルール協約締結の翌

日スキルが回復、本人から案件を取り下げたが、姑息な扱いをされた」と報告されました。

質疑討論では

▼厚別局のゆうパック配達のエリア変更が10月から実施予定だが、社員区が全て委託に移行する施策だ、ポスト・コンビニ回リ等業務量が増える、要員配置と時給はどうなるのか。



▼担務表、服務表は職員が何時でも閲覧できる箇所にあることになっているので確認すべきである。

▼配達に伴う釣銭を現金管理機で処理する際、過不

足が生じた場合時間がなくて正規に処理するのが苦痛である

▼配達の際、駐車違反で反則金はとられ、違反の点数は加算される何とかならないか、何人もいると聞いたが。



▼厚別局のエリア変更に伴って「同意書」なるものの提出を求められ提出した、内容は定かに記憶していないが、部所が変わっても変更はないと思っっているが、提出の理由と根拠はあるのか。

▼ポスト・コンビニ回りは8時30分〜12時30分、

15時15分〜19時15分という担務だ、問題ではないか。

執行部

◆エリア変更と同意書については支部要求して回答待ち ◆過不足については、統括に報告して指示を受けて正規処理されたい ◆駐車違反については、佐川急便がマスコミ報道されたように社会問題になっている、要求していきたい

大会スローガンが確認され、役員選挙では全員が信任、今大会で終わりになる牧下・田中両組合員お疲れ様でした。



高田副支部長の団結ガンバロウ!

厚別局組合掲示板

みんなで見る!

予定どおり大会は20時で終了、その後、地下駐車場内に設置されている掲示板を見た！ ブロック塀に下がっているのを見て・・・



「郵便バイクが一杯だ！」「なにこれ！」「どうして！」「暗い！」「ここの人とおる？見る？」「差別でしょ！」「JP労組はどこ！」「他に場所は！」「誰も注意しない！」「開いた口が・・・」

郵産労に対する組合事務室の不貸与は

不当労働行為

05年10月7日

中央労働委員会が命令！

(郵産労北海道No.191号)

05年11月15日より)

組合事務室不貸与による不当労働行為救済を求めた事件で、中央労働委員会命令は「複数組合が併存する場合に使用者は、すべての場面で各組合に対して中立な態度を保持し、その団結権を平等に尊重する義務がある。」

この中立保持義務は本件のように組合事務室貸与という便宜供与においても何ら変わるものではない。既に複数の組合に事務室を貸与されている場合において、新たに結成された組合が長期にわたつ

て組合事務室を要求したときは、中立保持義務との関係上、使用者は、その組合にも、同じような措置を講ずる方策を状況に応じて検討する義務がある。

当局が他の組合に組合事務室を貸与しながら、組合(郵産労)に組合事務室を貸与しないことに合理的な理由があるとは言えず・・・組合の弱体化を図ろうとする意図を推認させるものとして、不当労働行為と判断される」と結論づけた。

板橋・武蔵野・相模原支部に使用を承認しなければならぬとする命令を下したが、郵政公社は控訴した。

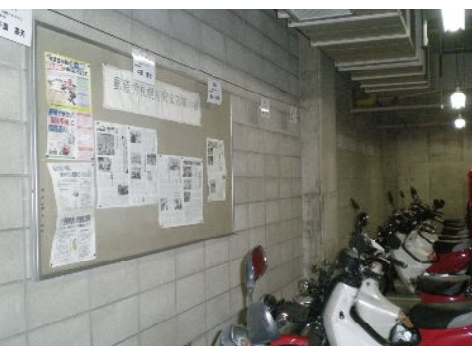
※この時点で、郵産労北海道は(結成…86年2月)20年が経過しても組合事務室は皆無だった。

南東支部掲示板設置個所の変更を求めて団体交渉

南東支部は、13年5月14日「掲示板は貸与されたものの他労組と比較して著しく差別的」として団体交渉を申し入れた。

回答は、▼新設するのは予算がない ▼現在局社内にあるものは使用しているので困難 ▼団体交渉は協約にないので出さない

合理性が全く見えない



郵産労小石川支部と石神井支部は98年11月中労委に「組合事務室を貸与しないのは不当労働行為である」として救済を申し立てた。

中労委は04年11月「使用者の中立保持義務に反して組合間で差別的に取り扱ったもの」として不当労働行為を認定した。公社は控訴、これに対して東京地裁は07年3月「命令の取り消し」を求めた訴訟で「棄却」の判決を下した。

「貸与すべきスペースを作ることが全くできなかったというわけではないにもかかわらず、貸与要求を拒否し続けたものというべきであって、合理的な理由があったとは言えない」と断じた、公社は東京高裁に控訴し